

○下呂市看護師等修学資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、看護師等養成所に在学し、将来本市において看護師等として就職する意思がある者に対し、修学資金を貸与することにより、地域医療における看護師等の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の定義は、次に掲げるところによる。

- (1) 看護師等 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第3条に規定する助産師及び第5条に規定する看護師をいう。
- (2) 看護師等養成所 法第20条第1号若しくは第21条第2号の規定に基づき保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「規則」という。）で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校、同法第21条第1号の規定に基づき規則で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）又は同法第20条第2号若しくは第21条第3号の規定に基づき規則で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した助産師養成所及び看護師養成所をいう。

(貸与対象者)

第3条 修学資金の貸与を受けることのできる者は、本市内の医療機関、福祉施設、介護施設その他看護師等の雇用を必要とする事業所（以下「市内事業所」という。）において看護師等の業務に従事することを誓約し、看護師等養成所に在学中であり、看護師等養成所長等の推薦を受けたものとする。ただし、修学に関し、他の同種の資金の貸与を受けている者は、貸与の対象としない。

- 2 修学資金の貸与を受けることのできる者の数は、市内事業所の看護師等の充足率等を考慮して毎年度市長が決定する。

(貸与金額)

第4条 修学資金の額は、月額7万円を超えない範囲で規則で定める額とする。

(貸与の申請)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に規則で定める申請書を提出しなければならない。

(連帯保証人)

第6条 申請者は、2人の連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、修学資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

（貸与の決定）

第7条 市長は第5条の申請書を受理したときは、速やかに貸与の適否を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。

（貸与の決定の取消し及び停止）

第8条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与の決定を取り消すものとする。

- （1） 死亡したとき。
- （2） 看護師等養成所を退学したとき。
- （3） 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- （4） 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- （5） 看護師等養成所における学業成績又は素行が著しく不良と認められるとき。
- （6） 偽りその他不正の手段により修学資金の貸与を受けたとき。
- （7） 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 被貸与者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学した日又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に交付した修学資金があるときは、当該修学資金は、復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

（償還の免除）

第9条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与した修学資金の償還を免除する。

- （1） 看護師等免許を取得し看護師等養成所を卒業後、速やかに市内事業所において看護師等の業務に従事し、引き続きその業務に従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間（他の看護師等養成所への進学、病気、負傷等やむを得ない理由により看護師等の業務に従事できなかった期間を除く。）に達したとき。また、市内事業所で転職を繰り返した場合、看護師等の業務に従事した期間を通算した期間とする。
- （2） 前号に規定する看護師等の業務に従事している期間中に、看護師等の業務上の理由により

死亡したとき、又は業務に起因する心身の故障のため看護師等の業務を継続することができなくなったとき。

(償還の裁量免除)

第10条 市長は、前条に規定する場合を除くほか、被貸与者が、死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により業務に従事することができなくなったと認められるとき、又は修学資金を償還することが困難であると認めるときは、貸与した修学資金の全部又は一部を免除することができる。

(償還)

第11条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するとき、市長から償還すべき額及び利息の額(償還の事由が生じた日の翌月の初日から償還までの期間の日数に応じ、償還すべき額に年7.3パーセントの割合を乗じた利息の額とする。ただし、この利息の額が100円未満のとき、又はこの利息の額に100円未満の端数の額があるときは、その全部又は端数の金額は徴収しない。)について請求を受けた時は、市長が償還を定めた日(以下「償還期日」という。)までに一括して償還しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 第8条第1項の規定により修学資金の貸与の決定が取り消されたとき。
- (2) 看護師等養成所を卒業後、速やかに市内事業所において業務に従事しなかったとき。
- (3) 看護師等養成所を卒業後、1年以内に、看護師等の免許を取得しなかったとき。
- (4) 市内事業所において看護師等の業務に従事した後、第9条及び第10条に規定する場合を除くほか、市内事業所において看護師等の業務に従事しなくなったとき。

(償還の猶予)

第12条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間、修学資金の償還を猶予することができる。

- (1) 第8条第1項第3号から第7号までの規定により、修学資金の貸与決定が取り消された後も引き続き当該看護師等養成所に在学しているとき。
- (2) 看護師等養成所を卒業後、更に他の看護師等を養成する施設において修学しているとき。

2 市長は、被貸与者が疾病、災害その他やむを得ない理由により業務に従事することが困難であると認めるときは、その理由が継続する期間、修学資金の償還の全部又は一部を猶予することができる。

(延滞利息等)

第13条 被貸与者は、正当な理由がなく修学資金を償還期日までに償還しなかったときは、償還の事由が生じた日の翌月の初日から償還期日までの期間の日数に応じ、償還すべき額に年7.3パーセ

ントの割合を乗じた利息の額及び償還期日の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、償還すべき額に年14.6パーセントの割合を乗じた延滞利息の額を支払わなければならない。ただし、この延滞利息等の額が100円未満のとき、又はこの延滞利息の額に100円未満の端数の額があるときは、その全部又は端数の金額は徴収しない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年6月25日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際現にこの条例による改正前の規定により、看護師等修学資金の貸与を受けている者及び下呂市立病院等に勤務している猶予決定通知を受けた者についても適用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。